

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
休日は、
翌日
がとる
日の
翌日)

目 次

◇ 告 示

- 字の区域の変更
- 保険医等の登録
- 国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示
- 飼料の試験の結果の概要
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良事業計画の変更の認可
- 土地改良法による換地計画の決定
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定
- 土地改良法による換地処分
- 保安林の指定の解除
- 鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

◇ 選 管 告 示

鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

告 示

鳥取県告示第六六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による貝田地区唐船工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十年六月一日現在の地番による。）
大字貝田字上河原	大字貝田字上河原のうち七七三の四から七七三の八まで、七七四以外の区域
大字貝田字唐船	大字貝田字上河原七七三の四から七七三の八まで、七七四大字貝田字唐船の全域 大字貝田字中唐船七八六の二、七八七の二、七八八の一、七八八の二、七八九から七九三まで、七九四の一部、七九五の一部及びこれらと一体をなす固有地

大字貝田字那留林八〇九の二、八〇九の三、八〇九の四の 一部	大字貝田字中唐船七八六の一、七八七の一	大字貝田字下唐船	大字貝田字那留林のうち八〇九の二から八〇九の八まで以外 の区域
	大字貝田字中唐船七九四の一部、七九五の一部、七九六、 七九七及びこれらと一体をなす国有地	大字貝田字下唐船の全域	
	大字貝田字那留林八〇九の四の一部、八〇九の五から八〇 九の八まで		
		大字貝田字那留林	

鳥取県告示第七七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に
基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機
関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及
び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条
の規定により告示する。

昭和六十一年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
長 井 大	鳥医第三、三五〇号	昭和六十一年一月六日
戸 川 育 栄	鳥薬第五八九号	昭和六十一年一月七日
梅 村 尚 子	鳥薬第五九〇号	〃

鳥取県告示第八八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の
規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、
療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健
康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令
第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
戸 川 育 栄	鳥国薬第五八九号	昭和六十一年一月七日

梅村尚子	鳥国薬第五九〇号	〃
長井大	鳥国医第三、三五〇号	昭和六十一年一月六日

鳥取県告示第九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十一年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社わかば調剤薬局	鳥取市瓦町六五八	昭和六十一年一月二十九日

鳥取県告示第一百十号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の氏名	建物の名称	建物の所在地
福井孝幸	ホームセンタービッグラ イフトーホー	倉吉市米田町八五五―一

鳥取県告示第一百十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和六十年十二月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和六十一年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要											その他 の検査	備考	
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	リン (%)	揮発性窒素 (%)	水溶性窒素 (%)	ペプトン消化率 (%)	DCP (%)	TDN (%)			ME (Kcal/kg)
倉敷市 中部飼料株式会社 社岡山工場	鳥取市秋里 408-1	①サル中印乳期子豚育成用配合飼料ニエーケラⅢ ②サル中印乳用牛飼育用配合飼料αP-13	60.11	18.2	5.6	2.2	4.7	0.83	0.66								
神戸市 日本農産工業株式会社 神戸工場		③サル中印肉乳牛用基礎飼料α-7 ④ネーサン印種豚飼育用配合飼料テリニTS	60.12	11.1	3.3	5.4	4.4	0.77	0.37								
神戸市 近畿くみあい飼料株式会社 本社工場	鳥取市五反田町 3	⑤くみあい標準配合飼料成鶏用エックグレンジュ17 ⑥くみあい標準配合飼料スニバービグBマッシュユ	60.11	17.7	4.6	2.7	10.7	3.26	0.76								
境港市 山陰くみあい飼料株式会社	鳥取支所	⑦くみあい配合飼料成鶏用スターレイヤ-17	60.11	17.8	4.6	2.8	11.4	3.70	0.75								
玉野市 玉加藤製油株式会社 社岡山工場		脱 脂 大 豆	60.11	44.3		5.9											
玉野市 中国飼料合資会社	鳥取市上味野字 三本木52-7 戸田商店倉庫	⑧カネニ印成鶏用配合飼料カネニ17 ⑨カネニ印大すう用配合飼料大雞用	60.12 60.11	17.2 14.2	3.1 3.1	2.1 3.8	10.8 6.4	3.63 1.58	0.61 0.77								
鳥取市 倉谷魚粉製造所	鳥取市瀬所町二丁目143 倉谷魚粉製造所	60.0%魚粉	60.12	63.3			15.9										

注 1. 飼料の名称の欄中「①」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
 2. 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、箕蚊屋土地改良区の定款の変更を昭和六十一年二月三日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、米子市石州府土地改良区が行う土地改良事業（団体営は場整備事業石州府地区は場整備）に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十一年一月三十一日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十一年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の

規定に基づき、県営土地改良事業に係る淀江宇田川地区第六工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てると。

鳥取県告示第百十五号

日南町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業穴内地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項におい

て準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業三部二区地区農道整備）を昭和六十一年一月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（地域農業拠点整備事業奥粟谷地区区画整理）を昭和六十一年一月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百十八号

鳥取市が行う土地改良事業に係る下味野地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年二月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業に係る貝田地区唐船工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十一年二月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ浜淵一一八六の五

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

昭和六十一年十二月五日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりであるので、漁業法（

昭和二十四年法律第二百六十七号（第九十九条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年二月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

鳥取海区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、八五七

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】